

政治経済研究所 佳作

## 生活保護受給率を決定する要因

商学部経営学科 4年 澤田 祐人

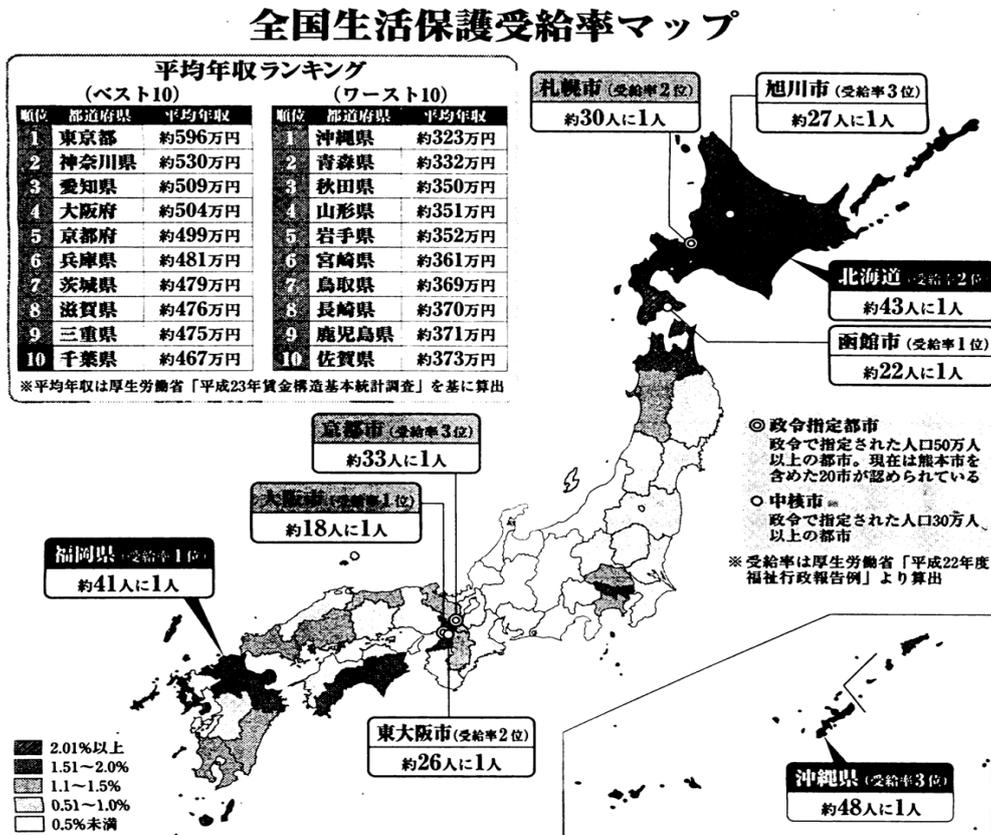
### 目次

1. はじめに
2. 先行研究
3. 仮説の提示
4. データ
5. 分析結果
6. 結論

1.はじめに

民主党が政権を獲得してから、生活保護受給者数の増加が注目されており、今年の5月には過去最多の211万816人となった。また、毎年生活保護受給者数が増加していく中で、各都道府県における生活保護受給率の地域格差も問題視されている。図1は、各都道府県における生活保護受給率を示した地図である。地図からは、各都道府県によって生活保護受給率に格差があることがわかる。なぜこのような地域格差が生じるのかに関して、従来は経済的な要因に基づいた分析が多く行われてきた。しかし、政治的な要因について分析を行っている研究はあまり見られない。

図1：全国生活保護受給率マップ



(出所：『週刊現代』「新・富裕層と新・貧困層の対決が始まった」

2012年8月18・25日号 p.45 より転載)

そこで、本論文の目的は、生活保護受給率がなぜ各都道府県でばらつきがあるのかを、経済的要因と政治的要因の2つの側面から分析することである。ここでいう経済的要因とは、完全失業率や離婚率といった都道府県の経済状況を表している。他方、政治的要因とは、各都道府県議会における政権与党に所属している議員の割合のことである。これは政権与党の影響力の大きさを測るために使用する。

本論文の結論として、各都道府県の生活保護受給率の格差は、政治的要因による影響は小さく、完全失業率、離婚率、高齢化率といった、経済的要因によって引き起こされているという結果が得られた。

本論文は以下のように構成される。第2章では、各都道府県の生活保護受給率の格差を決定づける要因に関する先行研究を紹介する。第3章では、仮説を提示する。第4章では、本論文で使用するデータを提示し説明する。第5章では、分析結果とその解釈を行う。そして第6章では、本論文の結論と今後の課題について述べる。

## 2. 先行研究

これまで、各都道府県における生活保護受給率の格差を説明するものとして、経済的要因を主体として分析が行われてきた。牛沢・鈴木は、独立変数として、生活困窮に直結すると考えられる「完全失業率」、「離婚率」、「高齢化率」を使い、重回帰分析を行った。分析の結果、これらの変数が生活保護受給率に大きな影響を与えているという結果が得られたと主張している（牛沢・鈴木 2004）。また関根は、市及び郡に分けて分析し、都市部における生活保護受給率の決定要因が、「高齢単身世帯比率」と「離婚率」であることを明らかにした（関根 2007）。

次に政治的要因に関する研究として、周・鈴木の論文がある。この分析は、生活保護受給率の変動を長期時系列データでみたものであるが、リーマンショック以降の生活保護受給率の急増は、景気変動や高齢化率といった経済的

要因によるものではないと周・鈴木は主張している。このことについて周・鈴木は、近年の生活保護受給率の急増が、厚生労働大臣が行う生活保護受給の基準設定や、厚生労働省の生活保護行政を原因とするものではないかと推測した（周・鈴木 2011）。また、笹沼は生活保護基準設定における厚生労働大臣の裁量権について触れており、判例・学説ともに生活保護基準設定には、厚生労働大臣の広範な裁量権が認められると述べている（笹沼 2011）。この2つの研究から、本論文では厚生労働大臣が自らの裁量権を利用して、所属政党に対する世論の支持を高めるように生活保護受給の基準を設定するのではないかという予想をたてて分析している。

本論文では、経済的要因として牛沢・鈴木が使用した「完全失業率」、「離婚率」、「高齢化率」を設定し、政治的要因として「各都道府県議会における民主党議員の割合」を新たに設定して分析を行う。

### 3. 仮説の提示

政権与党は、政権を維持するために、自らに対する世論の支持を高めるような政策を考案すると考えられる。2009年3月以降に厚生労働省の各通達によって生活保護受給に関する基準が大幅に緩和された。これは、リーマンショックによって失業者が大量に増えたことを背景に、厚生労働大臣が失業者の救済を目的とした生活保護受給の基準を大幅に緩和したもの、と周・鈴木は述べている（周・鈴木 2011）。しかし、厚生労働大臣が生活保護受給の基準を大幅に緩和した本当の理由は、増えた失業者に対して政府が手当を行うことで、政権与党に対する世論を味方につけることだと私は考える。

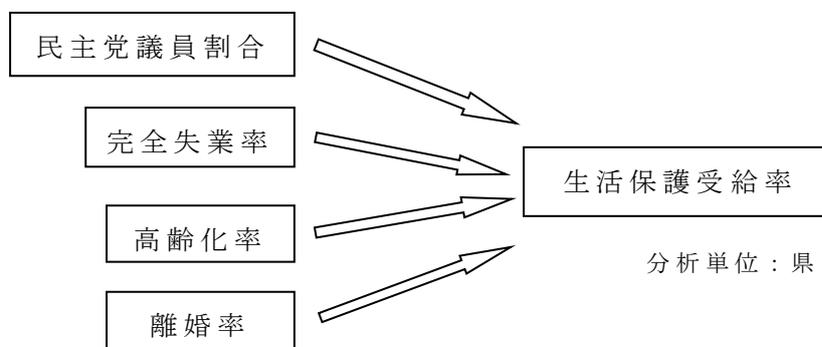
そこで、本論文では、2010年における厚生労働大臣の生活保護受給に関する基準設定に焦点を当て、次の仮説を引き出した。

仮説：各都道府県議会における民主党議員の割合が大きいほど、その都道府県の生活保護受給率が高い。

生活保護の基準設定において、厚生労働大臣は広範な裁量権をもつと笹沼は主張する（笹沼 2011）。厚生労働大臣はこの裁量権を活かすことにより、民主党会派の多い都道府県に対して、生活保護受給の基準を緩和するだろうと予想できる。貧困者が多い状況下で、民主党会派の多い自治体においてのみ生活保護受給率が上がったとすれば、民主党は国民感情を意識した政策を実行したので、民主党に対する世論の支持は高まるはずである。そのため生活保護受給の基準が緩和されればその分、生活保護を受給できる人数が増加し、生活保護受給率が高くなるはずである。

図 2 は本論文で使用する分析モデルを示している。この分析モデルの従属変数は「生活保護受給率」である。この従属変数に影響を与えていると思われる独立変数は 4 つある。1 つは政治的要因として使用する「民主党議員割合」、残りの 3 つは経済的要因として使用する「完全失業率」、「高齢化率」、「離婚率」である。経済的要因の 3 つの変数は、先行研究においてすでに分析されているため、今回はコントロール変数として使用している。

図 2：独立変数と従属変数の分析モデル



(注：著者が作成)

#### 4. データ

本論文の分析で使用するデータは、全て 2010 年時点のものを使用している。民主党が政権与党となってから、リーマンショックの影響が落ち着き、東日本大震災が発生していない 2010 年時点でのデータが、分析をするうえで最も適切だと考えたからである。

従属変数の生活保護受給率については、厚生労働省の『社会福祉行政業務報告』において、都道府県別の生活保護受給率が公開されているため、そのままデータとして使用する。

政治的要因として使用する民主党議員割合とは、各都道府県議会の総議席に占める、民主党を会派とする議員の割合である。そしてデータを集めるうえで、各都道府県に存在する地方政党も考慮しなければならない。地方政党が民主党を会派としていることを明確にしている場合、データとしてそのまま扱っているが、民主党を会派としているか否か、立場を明確にしていない場合については、著者自身が直接各都道府県議会に電話をかけることで調査した。その結果、会派について回答が得られなかった政党は、和歌山県の「真わかやま」、佐賀県の「県民ネットワーク」である。この 2 つの政党は、データとして不完全であるため本論文の分析では除外している。

経済的要因として使用する「完全失業率」、「高齢化率」、「離婚率」は先行研究でも紹介したように、牛沢・鈴木の分析を参考にした。これら 3 つの数値の上昇は、各自治体に住む住民の生活困窮に直接関わるものであり、各自治体の経済状況を表すものとして適切だと考えたからである。

表 1 は、本論文で使用するデータの記述統計である。表右上の N=47 とはデータのケース数を示しており、表の左端から右端に向かって変数、平均、標準偏差、最小値、最大値を示している。これら 5 つの変数は、すべて率と割合であるため、単位はパーセント表記である。

表 1 : 記述統計

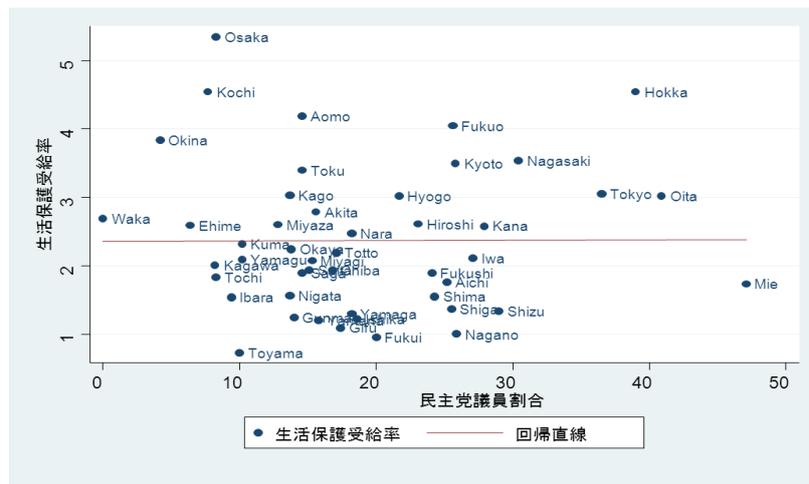
N=47

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値
生活保護受給率	2.37	1.06	0.73	5.35
民主党議員割合	18.76	9.84	0	47.1
完全失業率	4.78	0.84	3.2	7.5
高齢化率	24.39	2.64	17.3	29.5
離婚率	1.9	0.22	1.45	2.58

(注：著者がデータを元に作成)

図 3 は、各都道府県の民主党議員割合と生活保護受給率の散布図である。グラフの縦軸は、従属変数の生活保護受給率であり、横軸は独立変数の民主党議員割合である。グラフをみるとデータにばらつきがあり、回帰直線が平行であることから、相関関係は強くないと言える。

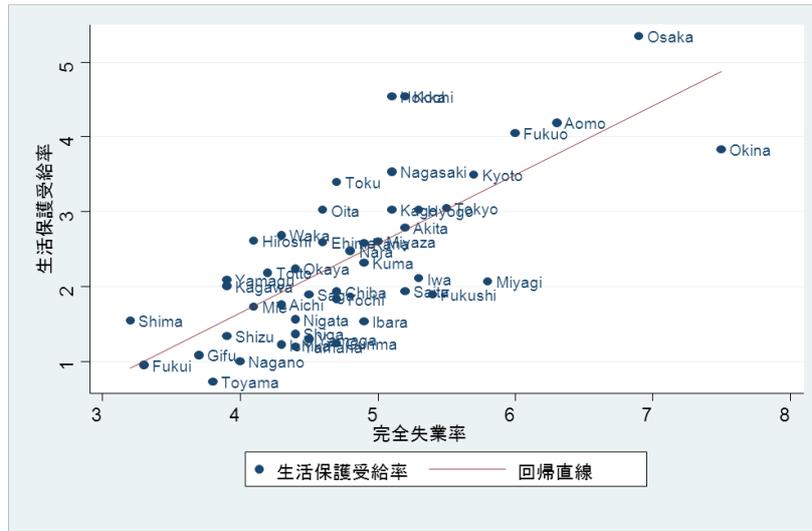
図 3 : 民主党議員割合と生活保護受給率の散布図



(注：Stat10 を使って著者が作成)

図 4 は、完全失業率と生活保護受給率の散布図である。グラフの縦軸は図 3 と同じ生活保護受給率であり、横軸は完全失業率である。グラフを見ると、両変数間で正の相関関係があると言える。

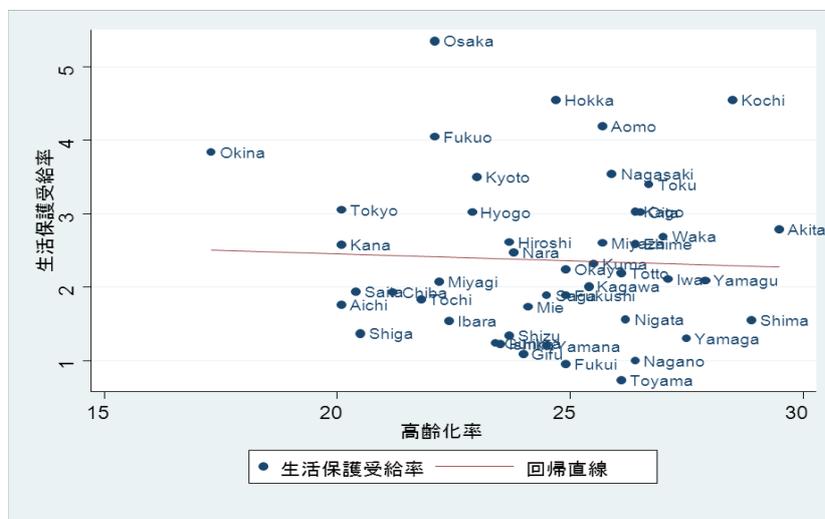
図 4：完全失業率と生活保護受給率の散布図



(注：Stata10 を使って著者が作成)

図 5 は、高齢化率と生活保護受給率の散布図である。グラフの縦軸は図 3・4 と同じ生活保護受給率であり、横軸は高齢化率である。グラフを見ると、データのばらつきはあまり見られないが、回帰直線はほぼ平行であり両変数間の相関は強くないと言える。

図 5：高齢化率と生活保護受給率のマップ



(注：Stata10 を使って著者が作成)



表 2：分析結果

独立変数	予測	結果	P 値	Beta 値
民主党議員割合	+	0.02*	0.07	0.16
完全失業率	+	0.78***	0	0.61
高齢化率	+	0.19***	0	0.46
離婚率	+	2.26***	0	0.46
観測数		47		
Prob>F		0		
補正 R <sup>2</sup>		0.69		

有意確率 \*\*\*p<.01 \*\*p<.05 \*p<.1

(注：Stata10 を使って著者が作成)

表 2 から、Prob>F の値が 0 であるため、このモデル全体の優位性に対する帰無仮説が 1%水準で棄却された。それにより、この回帰モデルは母集団でも一定の説明力を持つと言える。この重回帰分析から得られた結果は以下のとおりである。

第 1 に、各都道府県議会における民主党議員の割合が 10%増加すると、生活保護受給率が約 0.2%増加するということである。これは P 値が 0.07(7%) であるため、10%水準で帰無仮説が棄却され統計的に有意である。しかし、Beta 値が 0.16 であり、他の変数と比較すると生活保護受給率に与える影響は小さい。そのため、民主党議員の割合が生活保護受給率の分散を決定するという主張は、当初の予想に反して説明力に欠ける結果となった。

第 2 に、完全失業率が 1%増加すると生活保護受給率が約 0.78%増加するということである。これは P 値が 0 であるため、1%水準で帰無仮説が棄却され、統計的に有意である。すなわち、完全失業率が増加するほど生活保護受給率が高いという主張には、統計的根拠があると言える。また Beta 値が 0.61 であることから、完全失業率が生活保護受給率の分散に最も大きな影響

を与えているということが分かった。

第 3 に、高齢化率が 1%増加すると生活保護受給率が約 0.19%増加するということである。これは P 値が 0 であるため、1%水準で帰無仮説が棄却され、統計的に有意である。すなわち、高齢化率が増加するほど生活保護受給率が高いという主張には、統計的根拠があると言える。また Beta 値が 0.46 であることから、完全失業率よりも値は小さいものの、高齢化率が生活保護受給率の分散に影響を与えているということがわかった。

第 4 に、離婚率が 1%増加すると生活保護受給率が約 2.26%増加するということである。これは P 値が 0 であるため、1%水準で帰無仮説が棄却され、統計的に有意である。すなわち、離婚率が増加するほど生活保護受給率が高いという主張には統計的根拠があると言える。また Beta 値が高齢化率と同じ 0.46 であることから、生活保護受給率の分散に影響を与えているということがわかった。

第 5 に、補正  $R^2$  が 0.69 (69%) であることから、この OLS 推定は約 69% の説明力を持つことがわかる。そのため以上 4 つの変数によって、生活保護受給率の分散の約 69% を説明できたことになる。

## 6. 結論

本論文では、生活保護受給率を決定する要因として、政治的要因と経済的要因の 2 つの側面から分析を行ってきた。そして本論文での分析の結果、2 つの結論を得ることができた。

第 1 に、各県議会における民主党議員の割合は、生活保護受給率と統計的に有意な関係ということである。しかし生活保護受給率に与える影響は小さい。そのため、民主党は「国民の生活が第一」をスローガンとして掲げているが、福祉政策においてはさほど影響力がないと思われる。

第 2 に、経済的要因が生活保護受給率に最も大きな影響を与えているということである。そして経済的要因の中でも、完全失業率の影響が強いことが

わかった。

本論文の分析結果において、政治的要因よりも経済的要因のほうが生活保護受給率に影響を与えているという結果が得られた。これは、生活保護を受給するには、各自治体に住む住民の申請が必要であるためだと私は考える。個人が申請をし、各自治体の福祉事務所が受理することによって生活保護の支給が決定される。そのため、政府が主体となって行う生活保護行政よりも、住民個人の経済状況のほうが生活保護と直接的な関わりがあり、生活保護受給率にも影響を与えやすいと思われる。しかし、この説明では周・鈴木論文で分析された「近年の生活保護受給率の急増は経済的要因によるものではない」という結果を説明することができない。そのため、生活保護受給率急増の要因を改めて探る必要性があるだろう。

本論文の今後の課題として、新たな政治的要因を変数として設定することが挙げられる。現在考えられる変数は各市長の支持政党である。なぜなら生活保護支給の最終決定権は市単位では市長にあり、分析単位を市にすることで、より詳細な分析を行うことができるからだ。しかしこの変数にも問題がある。それは、各市長選において複数政党による相乗りが生じることだ。相乗りにより明確な支持政党を把握することが難しくなってしまう。

以上のことをふまえ、今後も経済的要因以外の生活保護受給率を決定づける要因についてより詳細な分析をしていきたい。

## 参考文献

久本憲夫『日本の社会政策』京都：ナカニシヤ出版、2010

国立社会保障・人口問題研究所『社会保障の計量モデル分析』東京：東京大学出版会、2010

京極高亘『社会保障と日本経済「社会市場」の理論と実証』東京：慶應義塾大学出版会、2007

笹沼弘志「生活保護基準設定における大臣の裁量権と立憲主義的統制 - 老齢加算廃止をめぐって」『賃金と社会保障』(旬報社)通号 1529・1530号(2011)：10-35

関根美貴「都市部の生活保護率に影響を与える要因について」『愛知教育大学研究報告』(愛知教育大学)56号(2007)：63-68

社会政策学会『格差社会への視座-貧困と教育機会』京都：法律文化社、2007

週刊現代「新・富裕層と新・貧困層の対決が始まった」(東京)8月18・25日号(2012)：p.45

田畑洋一『現代社会保障論』東京：学文社、2009

牛沢賢二、鈴木博夫「生活保護率の地域格差に関する研究」『産能大学紀要』(産能大学紀要審査委員会)45号(2004)：19-30

一橋大学総合研究所．“周燕飛、鈴木亘『生活保護率の上昇要因-長期時系列データに基づく考察』2011”．一橋大学総合研究所ホームページ．2012-8-18  
<http://cis.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/publication/cis/2011.html>

厚生労働省．“平成22年度福祉行政報告例”．厚生労働省ホームページ．2012-5-10  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/10/index.html>

総務省統計局．“平成22年国勢調査”．総務省統計局・政策統括官・統計研修所ホームページ．2012-5-20  
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>